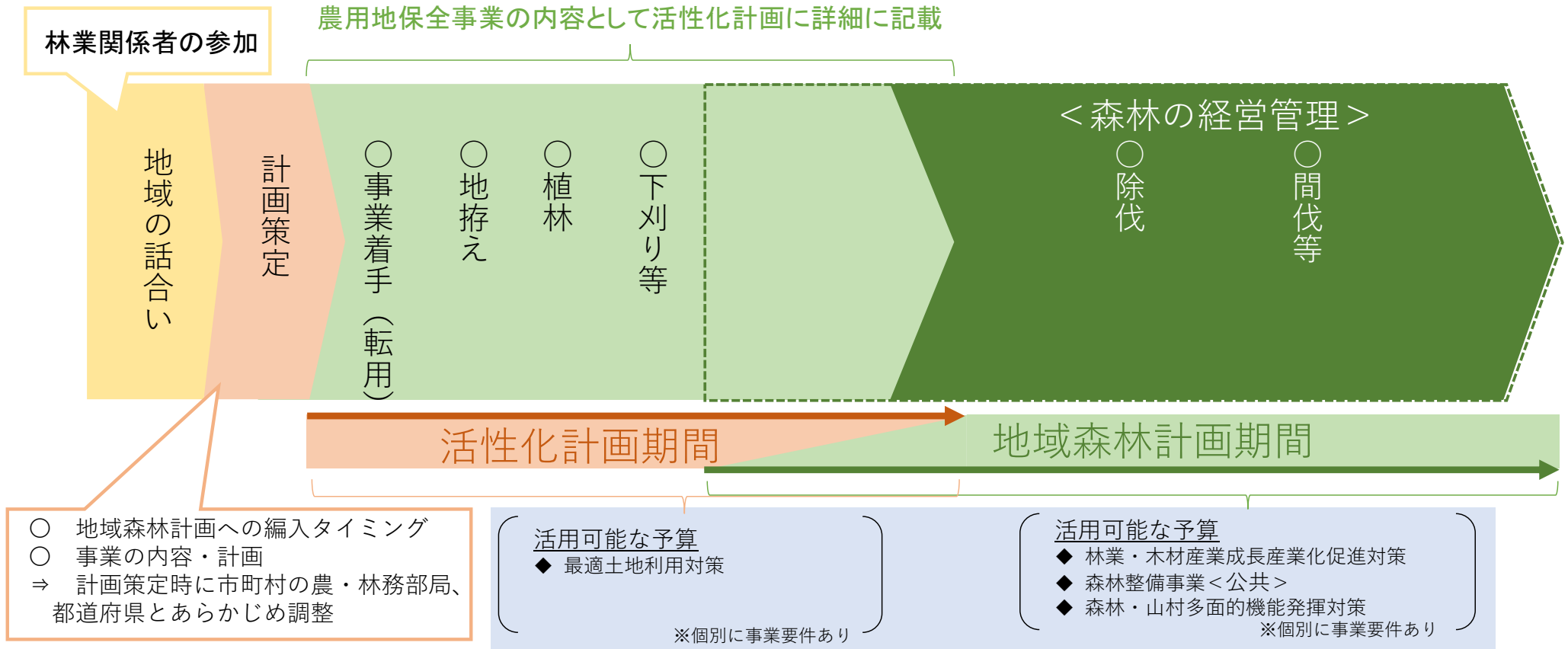


保全事業(林地化)の事業イメージ

- 山際等の営農条件が悪く維持することが極めて困難な農用地等において、省力的かつ簡易的な管理又は粗放的な利用により農用地等としての利用再開が容易な形態によって保全・管理を行うよりも、林地化により計画的な森林の経営又は管理を行うことが合理的な場合に実施
- 地域森林計画に確実に編入され、活性化計画期間の終了後も適切に森林の経営又は管理が行われるよう、林業関係者、関係部局、地方公共団体等と連携



〔 通常の制度上の手続き 〕

農業振興地域整備計画（農振法第8条）【市町村長】

地域森林計画（森林法第5条）【都道府県知事】 ※5年ごとに樹立必要に応じて変更

